

参考資料1

大日交差点周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第25条第1項に規定する基本構想（以下「基本構想」という。）の作成及び実施に当たり、同法第26条第1項に規定する協議会として大日交差点周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本構想の作成に関する協議
- (2) 基本構想の実施に係る連絡調整
- (3) 高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進に関し必要な事項の調査及び検討

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害者団体の代表者
- (3) 高齢者団体の代表者
- (4) 地域団体の代表者
- (5) 関係公共交通機関の代表者
- (6) 関係行政機関の代表者
- (7) 市職員
- (8) 関係施設設置管理者
- (9) その他市長が必要と認める者

3 委員は、前条各号に掲げる事務が終了したときに解嘱し、又は解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員（第3条第2項第1号に掲げる者を除く。）がやむを得ず会議に出席で

きないときは、議長の許可を得て、その職務を代理する者を出席させることができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 協議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会議に付すべき事案を専門的に検討するとともに、会長から命を受けた事務を行う。

3 部会に属する委員は、会長が指名する。

4 部会に部会長を置き、会長が指名をする者をもって充てる。

5 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

6 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を協議会に報告する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市計画主管課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月25日から施行する。